第二十八条第二項の表第六十条第三項の項、第六十条第五項の項、第六十条第六項の項及び第六十一条第一項及び第二項の項を削り、同表第六十条第二項の項の次に次のように加える。

第六十条第三項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第六十条第四項	立退きを	立退き若しくは屋内への退避を
	立退き先	立退き先若しくは退避先
	都道府県知事	原子力災害対策本部長及び都道府県知事
第六十条第六項	災害が発生した場合において、当該災害	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第六十条第七項	公示しなければ	公示するとともに、速やかに原子力災害対策本部長に報告しなければ
第六十一条第一項	立退き	立退き若しくは屋内への退避
第六十一条第二項	立退き	立退き又は屋内への退避
第六十一条第三項、第六十一条の二及び第六十一条の三	立退き	立退き若しくは屋内への退避

第二十八条第二項の表第六十条の二第一項の項を削り、同表第八十条第二項の項の次に次のように加える。

第八十条の八第一項	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	災害から	原子力災害から

第二十八条第二項の表第八十六条の四第一項及び第八十六条の五の項中「第八十六条の四第一項及び第八十六条の五」を「第八十六条の十第一項及び第八十六条の十一」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、同項の次に次のように加える。

第八十六条の十三第一項	災害の	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の
	災害から	原子力災害から

第二十八条第二項の表第八十六条の七第一項及び第二項の項中「第八十六条の七第一項」を「第八十六条の十五第一項」に改め、同表第八十六条の八の項中「第八十六条の八」を「第八十六条の十六」に改め、同表第八十六条の九第一項及び第二項の項中「第八十六条の九第一項」を「第八十六条の十七第一項」に改め、第二十八条第三項の表第二十九条第二項の項中

「	指定地方行政機関の長
指定行政機関の長	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の職員
当該指定行政機関	当該指定地方行政機関
」を	」を

に改め、同表第三十条第一項及び第二項、第三十二条第一項並びに第三十三条の項の次に次のように加える。

第八十六条の二第一項第一号	立退き
	災害が
第八十六条の六	原子力災害が
	防災計画
	防災計画若しくは原子力災害対策指針

第三十九条中「第二十七条の四第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

第十三条　原子力災害対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二項中「退避先」の下に「として第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十九条の四第一項の指定緊急避難場所その他の避難場所」を加える。

第二十八条第一項の表第四十二条第三項の項中「第四十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同表第四十六条第一項の項中

「	災害から
災害が発生した場合における災害応急対策	原子力災害から
」を	」を

に改め、同表第四十九条の二及び第四十九条の三の項の次に次のように加える。

第四十九条の四第一項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	立退き	立退き又は屋内への退避
	場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、	場所を